

# 要 望 書

(一般行政関係)

令和2年8月

佐 賀 県 市 長 会

令和2年度 一般行政関係要望事項

〔計26件〕

○危機管理・報道局関係

- 1 緊急時防護措置準備区域（UPZ）における防災対策事業への  
財政支援について……………P 1
- 2 地域防災力向上促進事業の充実について……………P 2

○地域交流部関係

- 3 公共交通の導入及び運行に必要な財政支援について【重点】……………P 3
- 4 港湾の整備促進について……………P 4
- 5 交通系 IC カードの普及・利便性拡大に向けた取組みについて……………P 6

○総務部関係

- 6 被災市町に対する人的支援の取組みについて【重点】……………P 7

○文化・スポーツ交流局関係

- 7 2023 国民スポーツ大会開催に伴う会場市町への支援について【重点】  
……………P 8
- 8 「県立総合体育館」の整備について……………P 9

○県民環境部関係

- 9 離島地域における一般廃棄物等の搬送に対する財政支援について  
……………P 10
- 10 地方消費者行政に対する財政支援の継続について……………P 11

○男女参画・こども局関係

- 11 子どもの医療費助成に対する県補助の拡充について……………P 12
- 12 保育園・幼稚園における障がいがある園児や特別な配慮を必要とする  
園児への支援について……………P 13

○健康福祉部・男女参画・こども局関係

- 13 重度心身障害者医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成の給付方式  
の見直しについて……………P 14

○健康福祉部関係

- 14 民生委員・児童委員の活動環境の整備について……………P 15
- 15 医師偏在解消による医師の確保について……………P 17

○政策部・総務部・地域交流部・健康福祉部関係

- 16 新型コロナウイルス感染症に係る連絡体制の強化と継続した支援  
について【重点】……………P18

○農林水産部関係

- 17 頭首工（可動堰）の保全に対する支援増について……………P19  
18 農業用機械導入に係る支援の拡充について……………P20

○県土整備部関係

- 19 宅地耐震化推進事業の実施について【重点】……………P21  
20 市町発注の災害復旧工事を受注した建設業者の加点評価について  
……………P22  
21 佐賀県急傾斜地崩壊防止事業における要件の緩和について……………P23  
22 法定外公共物（里道・水路）に対する佐賀県による（修繕等）補助  
制度の創設について【重点】……………P24  
23 農業集落排水施設の機能強化事業における農山漁村地域整備交付金  
の配分要望について……………P25  
24 土砂災害特別警戒区域に指定された箇所への対策工事の実施について  
……………P26  
25 河川改修及び内水排水対策について……………P27  
26 幹線道路網の整備促進について……………P28

---

1 緊急時防護措置準備区域（UPZ）における防災対策事業への  
財政支援について

---

国は、原子力防災対策を行う地域を原子力発電所から30km圏に拡大したことから、玄海原子力発電所から30km圏の自治体においては、避難計画の策定をはじめ、避難道路となる道路の整備など原子力防災対策を進めるとともに、住民の広域避難については、受入市町と覚書を締結して毎年避難の基本的事項を確認し、体制の構築や運用面の確認に努めているところです。

玄海原子力発電所3、4号機が再稼働しており、広域避難に関しては市民の関心が高く、より実効性のある原子力防災対策を講じることが喫緊の課題となっています。

つきましては、一定水準の原子力防災体制を整備するため、次のとおり要望します。

- 原発事故の際に避難道路となる国道、県道の改良及び新規敷設の早期実現。
- 避難道路となる市道の整備や各種防災計画の策定及び講演会開催に係る経費の財政的支援。

関係法令等

---

## 2 地域防災力向上促進事業の充実について

---

一昨年7月の豪雨、昨年8月佐賀豪雨を受けて社会的にも防災への関心が高まっており、地域における自主防災組織及び小学校区での防災への取組みをより促進していくことが重要となっております。

このことから、各地区で核となる防災リーダー（防災士）の養成や消防団における地域防災力の充実強化を行っているところですが、自主防災組織、または小学校区での地域防災力促進及び強化を目的とした佐賀県地域防災力向上促進事業補助金については、新たに市が独自に実施する地域の特性を活かした定期的な研修会・講習会の開催に係る費用への補助を適用する等更なる充実・拡充を要望します。

関係法令等

### 3 公共交通の導入及び運行に必要な財政支援について

高齢化が進み、運転免許証自主返納数が増加する中、公共交通の重要性は年々高まっております。

そのような中、新型コロナウイルス感染防止のための外出自粛により、公共交通の利用者数は大幅に急減しています。また運転士の不足や高齢化等により、路線維持も危ぶまれており、公共交通の維持・確保は高齢化社会の喫緊の課題となっているところです。

県内自治体においては、路線バスの再編や地域住民の要望に対応するため、コミュニティバスの運行やデマンド型交通の導入等に取り組み、公共交通の利用促進をはかる等、地域と一体となってニーズに対応した公共交通ネットワークを構築しております。しかし公共交通に対する補助金が増加する中、新型コロナウイルスの影響による各路線の収支の更なる悪化が予想され、公共交通の維持・確保に要する財政負担が大きくなることが危惧されます。

今後、持続可能な公共交通を実現していくためには、国及び県の一層の支援が不可欠なため、次のとおり要望します。

- 新型コロナウイルスの影響による需要急減に鑑み、佐賀県バス運行対策費補助金交付要綱で定める1日当たりの輸送量要件を緩和し、補助対象経費の上限を拡大するとともに、国に対しても地域公共交通確保維持改善事業費国庫補助金の要件緩和を働きかけること。
- コミュニティバスやデマンド交通等の地域内公共交通の導入に必要な費用（定員10人以上の車両の取得費、バス停整備費等）及び運行に必要な費用に対する財政支援を講じること。
- 国庫補助金の対象外となる地域間を結ぶ生活交通路線の導入及び運行に必要な費用に対する財政支援を講じること。

#### 関係法令等

- ・ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱
- ・ 佐賀県バス運行対策費補助金交付要綱

---

#### 4 港湾の整備促進について

---

県内2つの重要港湾（唐津港・伊万里港）は、産業活動及び県民生活を支える基幹的な社会資本であり、本地域のみならず県内各地域が発展していくためには、今後も整備を行っていく必要があります。

特に、本県の産業が国際競争力を確保し、経済再生を進めていくためには、アジア諸国と比較しても遜色のない、利便性の高い物流サービスの提供が不可欠であり、そのためにも、今後の港湾整備の推進は重要な鍵となるものです。

また、東日本大震災や熊本地震という自然災害を経験し、大規模地震や津波等から住民の生命・財産を守るための海岸整備や救援物資の陸揚げ・輸送と迅速な復旧における港湾施設の耐震化の重要性を改めて認識したところです。

全国的にも観光立国が推進される中、人々が「みなと」を身近に感じられ、来訪者等で賑わう「みなとづくり」、「みなとまちづくり」を進めるため、港湾の持つ優れた景観特性や歴史性、親水性などの資源を最大限に活かす港湾整備を推進していく必要があるものと言えます。さらには、クルーズ客船を誘致することで、県内の観光素材のPR、佐賀県経済への波及効果が期待できると思われま

す。県におかれましては、上記のような、これからの港湾整備に求められる事柄をご理解のうえ、次の事項について要望します。

- 唐津港、伊万里港において実施している国直轄事業の整備促進について、国に対し積極的な働きかけを行っていくこと。特に、唐津港東港耐震岸壁については、熊本地震における支援船の寄港実績を踏まえ、災害時の支援活動の拠点として機能を発揮できるように、航路泊地の水深9m化に向けて早期整備を図ること。また、伊万里港七ツ島地区については、臨港道路七ツ島線の早期整備を図ること。
- 県内の各地域におけるビジネスチャンスを活かした産業の活性化を図り、消費の拡大と安定した雇用確保のため、地域産業の国際競争力等を物流面から支える国際・国内物流拠点の整備や、老朽化した港湾施設など基盤施設の再生・再編を図るとともに、港湾施設の活用の利便性の高い臨海部における大規

模産業用地の整備を図ること。

特に、伊万里港においては、航路の増便などによりコンテナ取扱量が増加しており、港湾荷役作業の効率性、安全性の向上が必要なため、コンテナヤードの適切な維持・補修及び増設、ガントリークレーンの早期増設のほか、空コンテナ置き場（バンプール）の早期整備などの施設整備を図るとともに、「浦ノ崎地区廃棄物処理用地」の埋立を促進し、当該用地のポテンシャルを活かした企業誘致が1日でも早く可能となるよう、港湾計画の変更に向けた作業及び当該用地の整備を推進すること。

また、唐津港においては、近年、鋼材や中古自動車等の取扱量が増加しており、今後、新たな貨物としてバイオマス発電燃料（木質ペレット、PKS（パーム椰子殻））の取り扱いも見込まれることから、岸壁等の利用状況を検証の上、必要となる施設整備を行うとともに、港湾計画の変更に向けた作業を推進すること。

- 県内の各地域における美しい景観資源や歴史的・文化的資源等を活かし、観光等を通じた地域間・国際間の交流と地域社会の活性化を支える個性ある「みなとまちづくり」を推進すること。特に呼子港先方地区Ⅱ期事業については、早期整備を図ること。
- 日本を含む東アジアのクルーズ市場が伸びていることを鑑み、県内におけるクルーズ船の受け入れ方針を整理の上、唐津港、伊万里港においても国内外のクルーズ客船誘致を積極的に推進すること。また、クルーズ船の受け入れにあたっては、新型コロナウイルス感染症対策のガイドラインの早期策定を国に求めるとともに、必要となる人的・財政的支援を講じること。
- 上記要望項目に対する必要な財政上の措置のほか、既存港湾施設の有効活用を図るため、適切な管理・保全・再生がなされるよう財政上の支援等必要な措置を講じること。

関係法令等



---

## 5 交通系 ICカードの普及・利便性拡大に向けた取組みについて

---

平成25年3月の全国10種類の交通系ICカードの相互利用サービス開始以降、公共交通機関を利用できる範囲が大幅に拡大され、現在では事業者による運賃割引や回数割など公共交通の利用促進のためのサービスに加え、コンビニエンスストアや駅構内の商業施設等で利用できる電子マネー機能など多種多様な機能・サービスが利用できるなど、今や公共交通利用者にとって便利で、なくてはならない存在となってきております。

国は、交通政策基本計画において、「令和2年度までに相互利用可能な交通系ICカードをすべての都道府県で使えるようにする」という目標を定めており、平成30年5月九州地方知事会では、JR九州に対し「ICカード利用可能駅の拡大など、鉄道の利便性向上にも一層取り組むことを期待する。」旨の意見書も提出されております。

また、JR九州は令和2年3月のダイヤ改正にあわせて、県内にある複数の駅の無人化や縮小を行っております。今後、更に駅の無人化が加速していけば、これまで以上に交通系ICカードに対する需要が高まっていく可能性が考えられます。

つきましては、ICカードエリアの拡大に向けて、県の一層の取組み、支援を要望します。

関係法令等

6 被災市町に対する人的支援の取組みについて

災害が発生した市町では、初期段階では、被災住民の生命や生活を守り、再建等を支援するための避難所運営や罹災証明書の交付等について迅速かつ的確に取り組むことが求められます。さらに、これらの業務に併せて、災害からの復旧・復興を速やかに進めるために被災個所の調査や復旧・復興費用の国庫補助を受けるための災害査定の対応、速やかな復旧・復興工事の施工等に取り組んでいかなければなりません。

しかし、例えば、令和元年8月豪雨のような規模の大きな災害の被災市町においては、当該市町の職員だけでこれらの災害対応業務を担うには圧倒的に人員が不足し、早期にかつ中長期的な応援職員を確保する必要があります。

総務省においては、近年全国的に多発する大規模災害に対応すべく「被災市区町村応援職員確保システム」や「復旧・復興技術支援職員確保システム」を構築し、被災市区町村を支援する体制を整え始められたところでもあります。

佐賀県においても、これらのシステムを積極的に活用し、規模の大きな災害の被災市町への速やかな支援につなげて頂くよう要望します。

また、この取り組みを円滑に進めるため、「総務省、全国市長会及び全国町村会による被災市区町村に対する中長期の職員派遣スキーム」を参考に、佐賀県と佐賀県市長会及び佐賀県町村会の連携による「佐賀県版被災市町職員派遣スキーム」を構築して頂くよう要望します。

政府では令和2年度地方財政対策として、「都道府県等が技術職員の増員を図り、技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保する場合に増員された職員人件費に対して地方財政措置を講ずる」とされており、佐賀県においても積極的に技術職員を確保頂くよう要望します。

関係法令等

- ・総務省被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱
- ・総務省復旧・復興技術支援職員確保システムに関する要綱

7 2023国民スポーツ大会開催に伴う会場市町への支援について

佐賀県においては、2023年（令和5年）に、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催が予定されており、県内各市において準備を進めているところですが、大きな財政負担や職員負担が確実に見込まれるとともに、新型コロナウイルス対策の実施等により、本大会やリハーサル大会の開催経費の負担増も懸念されるところです。

特に、競技会場となる市町の施設整備は、レガシーとして後に活用していくことも見据えて取り組んでいるところですが、先催県の例と比較すると市町負担が大きいことが見受けられますし、大会、競技運営には多くの職員等の動員が必要となるため、大会期間中の市町行政機能維持等も危惧されるところであります。

つきましては、佐賀県が目指す「スポーツだからできることにスポットを当てた、前例のない新しい大会」の実現成功に向け、会場市町が円滑に準備及び競技の開催ができるよう、次のとおり要望します。

- 運営費補助制度（本大会、リハーサル大会等）については、前例にとられない制度を創設すること。
- 競技運営（準備・大会期間中）に対する人的支援を行うこと。
- 「競技施設整備補助制度」については
  - ・先催県、後催県を参考に弾力的な運用を行うとともに、補助基準額については、他開催県同様に、起債の後年度償還に係る地方交付税措置額の控除をしないこと。
  - ・練習会場となる施設の整備も補助の対象とすること。
  - ・民間施設（競技会場及び練習会場）についても、必要な整備等への支援を行うこと。

関係法令等

---

## 8 「県立総合体育館」の整備について

---

県内各市の取り組みとして、例えば、伊万里市では、「スポーツが盛んで心身ともに健やかな人と地域づくり」を目指し、生涯スポーツ・競技スポーツの推進、スポーツ施設の整備充実等に努めているところです。

こうした中、社会環境の変化に伴い、スポーツの実施目的・内容も高度化、多様化しており、これらの要望に対応していくためには、その受け皿となるスポーツ環境の整備・充実を図ることが重要であります。その整備には多額の経費を要するため、市単独での財源確保が難しい状況にあります。

一方、県立の体育施設の設置状況を見ますと、現在建設中の SAGA サンライズパークをはじめ、そのほとんどが佐賀市内に集中しており、県西部地域の市町については、施設までの移動に1時間以上かかり、平日の練習や大会等での使用は困難であることから、競技者や競技団体の中からも、県立体育施設の分散化・公平化が叫ばれております。

更に、当地域は、多くの集客が可能な屋内施設がないため、伝統産業である焼き物等の文化を県内外に発信するイベント等もできず、地域の産業や文化活動も停滞しております。

また、県西部地区に位置する市、例えば伊万里市は、玄海原子力発電所から半径30km圏内に位置し、市域のすべてが緊急時防護措置準備区域（UPZ）に指定されているとともに、熊本地震のような大地震など避難を伴うあらゆる災害が発生した場合でも、確実に屋内退避や避難ができる施設の必要性が高まっております。

このようなことから、県民のスポーツの振興はもとより、地域の産業や文化の振興、更には県民の安全安心を確保するため、スポーツやイベントなどの多目的な活用に加え、防災機能も備えた「県立総合体育館」を県西部地区（新たにUPZ圏に指定された伊万里市）に建設して頂くようお願いします。

関係法令等

---

## 9 離島地域における一般廃棄物等の搬送に対する財政支援について

---

例えば、佐賀県北西部に位置する唐津市は玄界灘に面し、高島、神集島、小川島、加唐島、松島、馬渡島及び向島の離島群を有しています。これらの離島は、令和2年3月末時点で、1,379人（659世帯）が生活していますが、離島から排出された可燃ごみ、不燃ごみ・粗大ごみ、資源物、し尿及び浄化槽汚泥等の一般廃棄物処理については、唐津市内の処理施設に搬送し、処理しています。

しかしながら、昨年8月末に離島の汲み取りし尿や浄化槽汚泥等を収集するバキューム車等を海上搬送していた海運会社が、船の老朽化、船員不足などの理由から運航を取り止めたことにより、島民の生活や産業にも不安や混乱を与えています。

また近年において島民の人口は減少傾向にありますが、離島から排出される一般廃棄物等の収集運搬に要する費用は年々増加傾向にあり、市の財政において大きな負担となっています。

つきましては、離島など特殊な事情を抱える地域における一般廃棄物等の搬送に対する財政的支援を要望します。

関係法令等

---

## 10 地方消費者行政に対する財政支援の継続について

---

地方消費者行政については、平成20年に国が地方消費者行政強化に取り組む自治体を支援し、活性化させるために地方消費者行政活性化基金を造成しました。その後、各地方自治体は、当該基金を活用して消費生活センターや消費生活相談窓口の設置、消費生活相談員の増員などを行い、消費生活相談体制の整備に努めてきたところです。

近年では、年齢層を問わず、メールやハガキ等による不当・架空請求に関する相談件数が増加しており、情報化・国際化と社会環境がめまぐるしく変化する中、巧妙、複雑化している消費者トラブルに対応していくには、現体制の維持・強化が不可欠です。

現在、地方消費者行政基金は「地方消費者行政推進交付金」に移行し、地方に対する国の支援は平成29年度末までで一つの区切りを迎え、平成30年度からは「強化交付金」が新たにスタートしたものの、地方に対する国の支援は年々縮減しており、順次、地方自治体の自主財源に切り替えていかねばなりません。

しかしながら、厳しい地方財政において自主財源の捻出は容易ではなく、事業縮小もやむを得なくなり、消費者啓発活動などができなくなる恐れがあります。地方自治体が消費生活相談を取りやめるといった事態が起きれば、消費者行政の大幅な衰退が危惧されます。

県民の安全で安心な消費生活の確保のため、国へ地方消費者行政に対する財政支援の継続について強く要望して頂き、また、県におかれましても特段の配慮をお願いします。

関係法令等

- ・消費者基本法
- ・消費者安全法

---

## 1.1 子どもの医療費助成に対する県補助の拡充について

---

子どもの医療費助成に対するニーズの高まりを受け、県内のほとんどの市町が中学生までの医療費助成を実施し、更に高校生まで対象児童の範囲を拡大している市町も増えております。

小学生以上の子どもの医療費助成については、現物給付方式導入以降、多くの市町で助成額は増加しており、加えて、審査手数料の発生や国保会計への国庫負担金の減額等、市町の財政負担は大きくなっております。

県におかれては、子育て支援を重点施策に掲げて様々な事業を展開されており、このことは子育て世代の大きな励みとなっています。そのような中、子どもの医療費助成制度は、県内の地域間格差の解消と、安心して子育てができる環境づくりのためにも、県と市町が相応の負担をし、一体的に取り組んでいくことが必要であると考えます。

また、近隣の福岡県では、小学生までの医療費助成に対する財政的支援をさらに拡充し、来年度から中学生までの医療費助成に支援することで、県内の地域間格差の解消を図る検討をされております。

これらの現状を踏まえていただき、市町の助成に対する財政的支援の拡充まで踏み込んで実施して頂くよう次のとおり要望します。

- 対象児童の範囲については議論が必要であるが、未就学児と同様に小学生以上の医療費助成についても県費1/2の補助をお願いしたい。
- 小学生以上についても、現物給付に伴う国保会計への国庫負担金の減額措置が速やかに廃止されるよう、国に対して引き続き働きかけて頂きたい。

関係法令等

・佐賀県子どもの医療費助成事業補助金交付要綱

---

## 1 2 保育園・幼稚園における障がいがある園児や特別な配慮を必要とする園児への支援について

---

障がいがある園児や特別な配慮を要する園児を受け入れた保育園・幼稚園では、保育士・教諭の追加配置が必要となり、大きな負担が生じることとなります。市では、追加配置等の受入費用に対して補助していますが、市の単独予算での対応であり、受入園児の増加が進む中、増大する財政負担が課題となっています。

認可保育所の障がい児保育については、平成19年度に国・県の補助事業から交付税措置に転換された経緯がありますが、保育所運営基準における加配措置を含めて、増加を続ける特別な配慮を要する園児数の実態に見合った措置が行われているとは言い難い状況です。

障がい児保育に係る県補助の復活については、これまで再三にわたり要望してきましたが、いまだ復活には至っていません。

子ども・子育て支援新制度の創設に伴い、幼稚園の運営費用に係る県及び市町の負担割合が見直される等、市町の財政負担はあっそう厳しいものとなっています。こうした状況に鑑み、ますます重要性を増している障がいがある園児や特別な配慮を要する園児の受け入れに要する経費に対して、改めて県による補助制度の創設を要望するとともに、障がい児保育に係る経費については、交付税措置でなく補助事業として実施するよう、国に対して働きかけをお願いします。

### 関係法令等

・障害児保育に係る保育士等の配置について

(平成30年3月27日 子保発0327第1号厚生労働省子ども家庭局保育課長)



---

### 1.3 重度心身障害者医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成の給付方式の見直しについて

---

現在、佐賀県における重度心身障害者医療費助成事業及びひとり親家庭等医療費助成事業の助成方法については、子どもの医療費助成制度により、一部、県内医療機関受診分の現物給付が可能となったところです。

しかしながら、子どもの医療費助成制度の対象とならない助成対象者については、医療機関で自己負担分を支払ってから、市に申請し、後日還付される償還払い方式となっています。

そのため、医療機関窓口で支払う金額の心配や助成申請手続きの困難さから、給付方式の現物給付化の要望が出されているところです。

近年、ひとり親家庭の増加や障害者の高齢化に伴う肢体不自由、内部障害の増加により、助成事業の対象者数、助成件数は年々増加傾向にあり、それに伴い市窓口での受付業務及び支払事務の業務量も増加している状況です。

以上のことから、

- 受給者の負担軽減、増加する事務の簡素化を考え、現物給付方式への給付方式の切替えをお願いしたい。
- 現物給付方式の実施により国から課される国保ペナルティの廃止についても、引き続き国へ強く要望して頂きたい。

関係法令等

- ・ 佐賀県重度心身障害者医療費助成費補助金交付要綱
- ・ 佐賀県ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金交付要綱

---

#### 1.4 民生委員・児童委員の活動環境の整備について

---

近年、3年毎の一斉改選の際は、新たな民生委員・児童委員（以下「民生委員等」という）の選任に苦慮する地域も多く、成り手不足、担い手不足の問題は年々深刻化しています。

- ・この背景には、生活スタイルの変化、企業等の定年延長、過疎化、高齢化によるもののほか、「民生委員は忙しい」というイメージなど、社会的な評判等が複合していると考えられます。
- ・民生委員等自身の高齢化も顕著で、70歳代以上が平成4年は7%であったのが、平成28年度には31%と、4倍以上となっています。また、近年の調査では60歳以上が85%以上を占める結果となっています。
- ・福祉行政報告例によると、活動内容について平成17年度と平成27年度の比較では、活動日数や活動件数が増加しているにもかかわらず、相談・支援件数は減少しています。例えば、「介護保険」に関する相談がほぼ半減しているのは、介護保険制度への理解とともに、地域包括支援センターの存在が住民に浸透してきたことによるものと考えられ、民生委員等の負担軽減につながる事案も存在しているものと推測できます。

成り手不足等の問題解決に向け、民生委員等としての本来の業務を明確化し、住民へ周知するとともに、人材確保につながる環境整備や、民生委員等の業務の負担軽減のため、以下の点について要望します。

- 早急に市町における課題や実態の把握を行い、複雑化、多様化かつ増大化している活動内容が過度の負担とならないよう整理を行って頂き、民生委員等の負担軽減（業務量の軽減）に努めること。
- 各市の活動実態と照らし合わせた上で、活動手段として電話通信費、車燃料費などの経費も増大していることも勘案し、活動費等交付金の増額を行うこと。
- 研修については、法令等の講義や有識者等の講演だけでなく、他市町の委員との情報交換や情報共有の場を設けたり、手引きを活用したりするなど、実践につ

ながるような研修内容の充実を図ること。

- 民生委員等の活動内容や制度に対する県民の理解を深めるため、県民だよりや新聞、テレビなどのメディアを使った継続的、かつ効果的なPRを引き続き行うこと。
- 県においても、退職前の職員（外郭団体を含む）や職員OBに対して、民生委員等の新たな人材確保に向け積極的な働きかけを行うこと。
- 現制度は100年以上の歴史のある制度であるものの、今の時代に見合った新たな民生委員制度についての検討を国に対し要望すること。

#### 関係法令等

- ・民生委員法及び施行令
- ・児童福祉法

---

## 1.5 医師偏在解消による医師の確保について

---

厚生労働省が示す地域間の医師偏在の程度を測定する医師偏在指標によれば、佐賀県全体では医師多数区域に該当し、佐賀県の医師確保計画による二次医療圏単位の取扱いでは、西部医療圏を除きその他の区域は医師多数区域として設定されています。

しかしながら、二次医療圏をさらに市町ごとに細かく見ると西部医療圏以外の区域でも医師が不足している市町が多く存在しているのが現状です。

地域医療構想においても、今後、医療需要が増大されることが見込まれており、また、主要疾患に加え、産科・小児科などの医師の育成・定着も必要と考えます。

つきましては、西部医療圏をはじめ県内でも医師偏在の状況がみられる現状を解消すべく、なお一層の医師確保の強化について要望します。

### 関係法令等

- ・医療法
- ・佐賀県医師確保計画（令和2年度～令和5年度）

16 新型コロナウイルス感染症に係る連絡体制の強化と継続した支援について

今回の新型コロナウイルス感染症では、医療分野はもちろん、学校、観光業、飲食業、製造業、農林水産業などあらゆる分野で大きな影響を及ぼしており、各市においても、感染状況や国、県の方針を受け、感染拡大予防の措置をはじめ、事業者への支援などあらゆる対応を行っているところです。

しかしながら、事業者支援については、感染症が収束した後においても、疲弊した地域経済の早急な回復のため、引き続き支援を実施する必要があります。また、これまでの感染症対応を検証し、今後の感染症対応へと活かさなければいけません。

そこで、以下の項目について要望します。

- 県と市町が連携して感染症拡大防止に対応するため、感染症検査状況等について、市町への速やかな情報提供を行う等、更なる連絡体制の強化を図ること。
- 各市が実施する独自の対策に係る財源等について、国の交付金により全額を補填する等、地方財政措置を講じるよう国へ働きかけること。
- 影響を受けた全ての分野の事業者に対して、安定した経営が営めるまで長期的で適時適切な支援を継続すること。

関係法令等

---

## 1.7 頭首工（可動堰）の保全に対する支援増について

---

当該施設は、昭和の後期から平成の初期にかけて一斉に造成されたものであり、例えば、鹿島市における頭首工（可動堰）は29箇所設置され、保全については国や県の支援を受け、市においても応分の負担をしながら、地元（受益者）で維持管理を行っているところですが、10年毎の塗装塗り替えが必要となるほかにも、油圧シリンダーや油圧配管の取り替え修理、扉体取り替えや取水ゲート開閉機のオーバーホールなど故障等が目立つようになり、受益者である農家戸数が減少する中、保全対策に伴う受益者負担額が増大している状況です。

現在、頭首工をはじめとした農業水利施設は農業用水以外にも、雨水や家庭用排水、火災時の用水確保、災害防止など、多面的機能を発揮しており、その維持管理は公益性が高く重要であることから、鹿島市においては、頭首工の維持管理費の負担率の上乗せ（増額）を平成30年度から実施しております。

県においては、令和元年度に鹿島市において『頭首工の統廃合や維持管理費軽減に向けた事業化のモデル実証』による調査事業に取り組みされており、現在も同地域で施設の在り方の検討を県・市・地元一体となって実施しているところですが、頭首工の維持管理費につきましては、負担率の上乗せ（増額）による地元受益者負担の軽減を図って頂くよう要望します。

関係法令等

---

## 1 8 農業用機械導入に係る支援の拡充について

---

例えば、神崎市では、集落営農組織から農事組合法人化への推進に取り組んでおり、53の集落営農組織のうち24組織が法人に移行され、法人数は15組織となっております。更に、新たに7集落営農組織に1生産組合を加えた8組合が統合した法人化協議が進められ、令和2年度に設立される予定です。

農業を取り巻く環境は、農産物の価格低迷や農業用資材等の価格高騰のほか、高齢化や担い手不足など厳しい状況が続いています。農事組合法人においても、露地野菜への転換も含め経営の多角化など、それぞれ特徴を活かした経営展開が行われておりますが、いずれの法人も米・麦・大豆を中心とした経営となっております。

市内の農事組合法人等においては、集落営農組織設立に伴い、農地を集積・集約化し、それに併せ、農業用機械の合理化等により、農業経営の基盤である米麦大豆の安定した生産体制とコスト削減、労働力軽減を図ってきましたが、更新時期が来ている農業用機械価格が高騰しており、農業用機械の購入は非常に重い負担となっております。一方、今後とも地域の担い手として集落営農法人を育成・確保していくためには、農業用機械の合理化や省力化技術の導入などをより一層進めていく必要があります。

つきましては、集落営農法人が安定した経営を持続していくため、農業用機械の導入に対する補助制度を創設して頂くよう強く要望します。

関係法令等

---

19 宅地耐震化推進事業の実施について

---

現在、国土交通省において大規模な盛土造成地における宅地耐震化に向けた施策が進められていますが、民間開発による造成地は、本来、所有者の責任において維持管理すべきものであり、また、民間開発に係る都市計画法に基づく開発許可や宅地造成等規制法の所管は指定都市等を除き、都道府県とされています。

しかしながら、佐賀県においては、大規模盛土造成地の変動予測調査等の事業主体は一律に市区町村とされる見込みであり、さらに、当該事業の完了目標が示されていますが、明確な根拠規定はなく、全体のスキームが見えない中で、市町においては新たな技術的・人的・財政的負担が必要となりつつあります。

つきましては、今後、宅地耐震化事業を進めるにあたり、以下について要望します。

- 宅地耐震化事業を進めるにあたっては、県と市町において十分な協議を行うこと。
- 第2次スクリーニング調査及びその後の対策工事については、造成地における居住者や所有者に関係する問題でもあり、早急に明確な事業スキームを示すとともに、適切な補助金や交付金等の制度設計を行うこと。

関係法令

- ・宅地造成等規制法
- ・都市計画法



---

## 2.0 市町発注の災害復旧工事を受注した建設業者の加点評価について

---

例えば、多久市は令和元年8月豪雨で、農地・農業用施設災害241箇所907,890千円、林道施設災害26箇所333,198千円の被害が出ており、早期復旧が望まれています。

しかし、当市の被災現場の多くは中山間地域に集中し、平野部の工事現場に比べ資材運搬や仮設工事に労力が必要で、また工事時期が一定期に集中する等の悪条件が重なっているため、工事業者が受注を敬遠することが、入札の不調・不落の要因ともなっています。

このことから、工事業者の受注意欲の向上による復旧工事の促進を図るため、市町の災害復旧工事を受注した建設業者については、佐賀県建設業者施行能力等級評定における「技術等評価点数」、佐賀県工事成績評定における「社会性等」への加点評価を実施して頂くよう要望します。

関係法令等

---

## 2.1 佐賀県急傾斜地崩壊防止事業における要件の緩和について

---

近年の地球温暖化等に起因する局地的な豪雨台風や地震等による自然災害が増加傾向にある中、特に急傾斜地における災害対策は早急な対応が求められているところですが、急傾斜地の殆んどは個人所有の土地であるため、災害の防止や復旧のための対策工事は所有者での対応が基本となっております。

佐賀県急傾斜崩壊防止事業では、「人家5戸以上に直接被害を与えると認められる箇所」が補助要件となっておりますが、山間部となる周辺部の地域では、家屋が連坦せず散在している状況もあり、補助対象とならない箇所も多く、また一部では法面崩壊の放置による危険な状態のところもあり、そのため、地域住民からは要件見直しの要望が寄せられているところです。

今後、災害を未然に防止し、また住民が安全で安心して暮らせる住環境を確保していくため、この補助要件（5戸以上の戸数要件）の緩和を要望します。

関係法令等

- ・ 佐賀県急傾斜地崩壊防止事業費補助金交付要綱

---

2.2 法定外公共物（里道・水路）に対する佐賀県による（修繕等）補助  
制度の創設について

---

国有財産であった法定外公共物については、地方分権の推進を図るため、平成17年3月末までに市町に譲与されました。

このことにより、従来より市町で行っていた「機能管理」のみならず、これまで佐賀県で行われていた「財産管理」についても、現在は市町で行うこととなっています。

市町においては、法定外公共物は、地域に密着した形で住民の公共の用に供しているため、地元（地域）での日常管理をお願いし、それに対し市町によっては、原材料支給等の助成を行っているところです。

しかしながら、譲与から10年以上が経過し、近年では老朽化した箇所や昨年度の8月豪雨災害等による破損等、地元では対応できない事例も発生しているところです。

これらのことより、法定外公共物に対する佐賀県による（修繕）補助制度の創設を要望します。

関係法令等

---

### 2 3 農業集落排水施設の機能強化事業における農山漁村地域整備交付金の配分要望について

---

例えば、武雄市では、生活排水処理施設として農業集落排水 8 施設を稼働・管理していますが、供用開始後 20 年が経過する処理場もあり、機器の老朽化による機能の低下や補修等の必要な部分が散見されるようになっていきます。

農業集落排水施設の設備更新については、農山漁村地域整備交付金を受けて整備を行うこととしていますが、今年度は 100% の内示があり計画に沿った整備を行えるものの、過去の交付金の配分額が要望額と比して極端に低いものとなっていたため、当初の更新計画より大幅に遅れているのが現状であります。

設備の不具合については、平常時には人的対応で対処しておりますが、非常時には対応できないことも想定され、設備更新が遅れるほどに事業の継続性を担保できない状況に陥るリスクも継続されています。

生活排水処理は日々の住民生活に直結した重要な事業であるため、引き続き要望額どおりの交付金配分がなされるよう国への働きかけを要望します。

関係法令等

---

## 2 4 土砂災害特別警戒区域に指定された箇所への対策工事の実施について

---

近年の異常気象により、土砂災害は毎年のように全国各地で発生しており、住民の生活に大きな影響を与えています。

「土砂災害防止法」により、佐賀県におかれましては土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害の恐れのある区域について、基礎調査を行い、住民説明会を通じての危険の周知等のソフト対策を推進して頂いておりますが、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定された箇所の住民の方々は、土砂災害防止工事等のハード対策を望まれており、このような住民の安全・安心を確保するためには、指定された箇所への土砂災害防止工事が必要と考えますが、市独自での対策工事を実施するには、現下の厳しい財政事情の中では対応できない状況であります。

現在、例えば、神崎市脊振町においては、広滝地区及び一番ヶ瀬地区において通常砂防事業を実施されているところではありますが、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定された箇所の整備については、交付金事業での採択により、早急に整備をして頂くよう要望します。

また、交付金事業での採択が厳しい小規模な箇所については、県単補助事業の拡充により、整備を実施して頂くよう要望します。

### 関係法令等

- ・土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律

---

## 25 河川改修及び内水排水対策について

---

県内各地域においては、豪雨の影響による度重なる浸水被害が発生しており、今後も異常気象による甚大な浸水被害が危惧されるところです。

県河川の整備促進及び内水排水対策については、平素より尽力頂いていますが、今後更なる整備の促進と排水ポンプの機能向上を図って頂きますようお願いいたします。

### [鳥栖市]

- (1) 下野排水機場から県道中原鳥栖線上流部付近までの早期完了
- (2) 県道中原鳥栖線上流部付近から県道肥前旭停車場線までの整備計画の早期策定

### [多久市]

- (1) 県河川・小待川の河川改修
- (2) 県河川・永瀬川流域における内水排水対策
- (3) 県河川・庄川流域における内水排水対策

### [武雄市]

- (1) 県河川・松浦川の河川改修
- (2) 県河川・六角川上流部の氾濫解消対策
- (3) 県河川・広田川における排水対策
- (4) 県河川・川添川と馬神川の合流箇所の国道橋改修
- (5) 県河川・武雄川の河川改修
- (6) 県河川・甘久川の河川改修
- (7) 県河川・災害箇所の早期復旧

### [神埼市]

- (1) 県河川・三本松川河川改修の整備促進
- (2) 県河川・中池江川河川改修の整備促進
- (3) 県河川・馬場川河川改修の整備促進
- (4) 既設排水機場の適切な維持管理及び能力アップ

関係法令等

---

## 2.6 幹線道路網の整備促進について

---

幹線道路網の整備は、都市相互の連携と均衡ある地域の発展を図るため、極めて重要かつ緊急な課題であります。特に、自動車交通に依存する地方都市にとって、道路整備は地域産業の活性化と住民生活の安定向上による地域浮揚に不可欠であります。

よって、県におかれましては、立ち遅れている地方の道路事情に十分配慮の上、必要な道路整備財源の確保に向けて尽力頂くとともに、下記の幹線道路網整備の早期実現方について国への働きかけを強く要望します。

また、県道の整備推進についても、特段のご配慮を頂きますよう併せお願いします。

### [佐賀市]

- (1) 有明海沿岸道路の整備促進
  - ・大川佐賀道路の全区間早期供用
  - ・佐賀福富道路の全区間早期供用
- (2) 佐賀唐津道路(多久市～佐賀市)の整備促進
  - ・多久佐賀道路Ⅰ期の早期着工、多久佐賀道路Ⅱ期の早期事業化、佐賀道路の早期供用
- (3) 国道444号の整備促進
  - ・嘉瀬新町地区の交通安全対策の実施
  - ・川副町鹿江地区の交通安全事業の促進
- (4) 国道263号の整備促進
  - ・松尾地区の交通安全対策の実施
- (5) 主要地方道前原富士線の整備促進
- (6) 主要地方県道佐賀川久保鳥栖線の整備促進
  - ・佐賀市高木瀬工区の整備促進

### [唐津市]

- (1) 西九州自動車道の整備促進

- (2) 佐賀唐津道路の整備促進
  - ・唐津相知間の早期事業化
- (3) 国道 202 号バイパス唐津大橋 4 車線化の早急な事業着手
- (4) 国道 204 号
  - ①唐房バイパス及び屋形石地区の整備促進
  - ②肥前町新木場地区の整備促進
  - ③交通安全施設（歩道設置）整備事業の促進
    - ・肥前町八折栄～万賀里川間及び肥前町切木～東山間
- (5) 主要地方道唐津呼子線（都市計画道路大手口佐志線）の整備促進
- (6) 主要地方道唐津呼子線（唐房入口交差点～岩野交差点間）の道路拡幅及び唐房入口交差点改良の促進
- (7) 主要地方道唐津北波多線（唐津工区）の整備促進
- (8)（県道虹の松原線）松浦橋両岸交差点部の右折レーンの設置及び橋の架け替え
- (9) 主要地方道肥前呼子線（梨川内工区）の整備促進
- (10) 主要地方道筒井万賀里川線の整備促進

[鳥栖市]

- (1) 県道の整備促進
  - (県道鳥栖朝倉線) 都市計画道路 酒井西小郡線
    - ・味坂スマート I C（仮称）のアクセス道路となる商工団地北入口交差点（国道 3 号）から福岡県境までの整備促進
  - (県道佐賀川久保鳥栖線)
    - ・一本杉住宅入口交差点までの整備促進と立石交差点までの整備計画の早期策定
  - (県道中原鳥栖線)
    - ・下野交差点までの整備促進と立石交差点までの整備計画の早期策定
  - (県道久留米基山筑紫野線)
    - ・ J R 鹿児島本線アンダー部の 4 車線化の整備促進
- (2) 国道の整備促進
  - (国道 3 号)
    - ・鳥栖拡幅事業の整備促進
    - ・鳥栖久留米道路事業の整備促進
    - ・永吉交差点改良事業の整備促進
    - ・鳥栖拡幅事業以南（商工団地北入口交差点～久留米市間）の整備計画の早期策定



(国道 34 号)

- ・国道 34 号（鳥栖～神埼間）のバイパス整備計画の早期策定

[多久市]

- (1) 佐賀唐津道路（多久市～佐賀市）の早期完成
- (2) 県道 25 号多久若木線（長尾～東の原）の早期完成
- (3) 県道 338 号岸川筋原線（岸川地区）の改良
- (4) 県道 332 号多久牛津線の整備
- (5) 県道 35 号多久江北線の整備

[伊万里市]

- (1) 西九州自動車道の整備促進
  - ・伊万里道路、伊万里松浦道路
- (2) 国道 204 号バイパスの整備促進
  - ・瀬戸～黒川間
- (3) 県道伊万里・有田線（セラミックロード）の整備促進

[武雄市]

- (1) 国道 498 号の整備促進
  - ・北方工区の早期整備
  - ・市域における残区間整備計画の早期策定と早期着手
- (2) 国道 34 号（武雄市北方町）バイパス延伸区間の早期整備
- (3) 主要地方道等の早期整備促進
  - ・主要地方道（武雄多久線、相知山内線）の早期整備
  - ・主要地方道（武雄伊万里線、武雄福富線、嬉野山内線）及び一般県道（梅野有田線）の歩道未整備地区の早期整備

[鹿島市]

- (1) 有明海沿岸道路整備促進
  - ・福富鹿島道路の令和 5 年度（2023 年度）までの工事着手
  - ・鹿島～諫早間の有明海沿岸道路や島原道路等と一体となった道路ネットワークの整備
- (2) 国道 498 号整備促進
  - ・鹿島市から武雄市までの安全で走行性の高い道路の鹿島側の早期路線決定
- (3) 新たな広域道路交通計画

- ・有明海沿岸道路（鹿島～諫早）及び国道 498 号の広域道路としての明確な位置付け
- (4) 国道 207 号整備促進
  - ・北鹿島地区～浜地区間の歩道整備促進及び早期完成
    - 中牟田地区 L=500m
    - 北鹿島地区
  - ・七浦西部地区（西葉～母ヶ浦区間）の拡幅改良及び歩道の整備促進
  - ・七浦海岸（音成地区～江福地区間）の消波工の早期完成
- (5) 歩道未整備区間の早期完成
  - ・県道大木庭・武雄線（浅浦工区）の歩道整備 L=670m
  - ・県道山浦肥前鹿島停車場線（横田工区）の自転車歩行者道整備 L=500m

#### [小城市]

- (1) 佐賀唐津道路（多久市～佐賀市）の整備促進
  - ・多久佐賀道路Ⅰ期及び佐賀道路の整備促進
  - ・多久佐賀道路Ⅱ期の早期事業化
- (2) 有明海沿岸道路の整備促進
  - ・佐賀福富道路の全区間早期供用

#### [嬉野市]

- (1) 国道 34 号（嬉野高校～今寺交差点間の一部、今寺交差点～県道嬉野塩田線間、一位原交差点付近）及び国道 498 号（塩田町町分地区、塩田町南下久間地区、塩田町真崎地区）の歩道整備
- (2) 県道の整備促進
  - ・県道大村嬉野線（上岩屋地区）、県道嬉野川棚線（下不動、中不動地区）、県道嬉野下宿塩田線・県道岩屋川内嬉野温泉停車場線（峰川原地区）
- (3) 長崎自動車道嬉野インターから新幹線嬉野温泉駅までアクセスする道路の整備計画の策定

#### [神崎市]

- (1) 国道 34 号の整備促進
  - ・鳥栖～神埼間のバイパス整備計画の早期策定
  - ・大町橋から上犬童交差点までの 2 車線区間の 4 車線化の整備促進
  - ・神埼駅前交差点改良の整備促進
- (2) 県道の整備促進

- ・ 県道佐賀川久保鳥栖線、城原地区における交通安全事業の促進
  - ・ 県道神埼北茂安線（神埼～吉野ヶ里工区）の整備促進
  - ・ 県道佐賀八女線、境原地区における交通安全事業の促進
  - ・ 県道三瀬神埼線、広滝地区及び的地区～小湊地区における交通安全事業の促進
  - ・ 県道諸富西島線（迎島工区）の整備促進
- (3) 国道 264 号の整備促進
- ・ 千代田町下西地区及び嘉納地区区間における交通安全事業の促進

関係法令等

令和2年8月28日

佐賀県知事

山口 祥 義 様

佐賀県市長会

会長 秀 島 敏 行